

浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機(B)の故障による 運転上の制限からの逸脱に関する報告書の提出について

2018年6月15日

当社は、2018年6月5日に浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機(B)の故障によって運転上の制限から逸脱した事象([2018年6月5日お知らせ済み](#))について、その原因を調査しております。

本日、現時点で確認している事象の状況や原因調査項目等を取りまとめ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」という)に基づき(注)原子力規制委員会に発電用原子炉施設故障等報告書を提出したため、お知らせします。

今後、原因調査を継続し、再発防止対策を講じてまいります。また、原因調査結果や再発防止対策を取りまとめ次第、原子力規制委員会に改めて報告するとともにお知らせします。

(参考資料)

[発電用原子炉施設故障等報告書](#)

注 実用炉規則により、同規則で定める事象が発生した場合に、その状況およびそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならないと定められています。

<これまでの公表状況>

■浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機(B)の故障による運転上の制限からの逸脱について
([2018年6月5日お知らせ済み](#))

■浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機(B)の故障による運転上の制限逸脱からの復帰について
([2018年6月12日お知らせ済み](#))

以上